

長崎県立大学学内メールサービスの運営及び利用に関する規程

令和3年3月3日
規程第72号

(目的)

第1条 この規程は、長崎県立大学（以下「本学」という。）が、本学の学生及び教職員（以下「学生等」という。）及び長崎県公立大学法人役員に対し、学内メールサービス（以下「本サービス」という。）を提供するに当たり、本サービスの運営及びその利用に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(同意)

第2条 本サービスを利用する者（以下「利用者」という。）は、本規程に同意したものとみなす。

(提供対象者)

第3条 本サービスは、本学に籍を置く学生等及び長崎県公立大学法人役員の職にある者に対して提供する。

2 前項の規定にかかわらず、法令等に違反する行為が認められるなど、本サービスの利用実態を踏まえ、学長が対象者から除外すべき者と判断した場合には、本サービスの提供を行わないものとする。

(責任)

第4条 利用者は本サービスの利用における自己の行為について全責任を負うものとし、その責任により生じた著作権侵害に係る損害賠償責任等の民事責任及び刑事責任等は全て利用者へ帰し、本学は一切の責任を負わないものとする。

(利用料)

第5条 本サービスの提供に関して本学は利用料を徴収しないものとする。

(本学によるメール送信の許諾)

第6条 本学は、次の各号に掲げる目的において、利用者へメールを送信することができるものとする。

- (1) 教育に関して提供すべき情報及び連絡
- (2) 本学が利用者に有益と認めた情報の提供
- (3) 本学の事務事業において必要な連絡

(個人情報第三者提供)

第7条 次の各号に該当する場合、本学は本サービスの提供に伴い保有する個人情報を自ら利用し、又は第三者へ提供することができるものとする。

- (1) あらかじめ利用者の同意を得た場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 裁判所の決定その他債務名義に基づく請求があった場合
- (4) 本サービスの維持に必要な範囲内において当該システムの全部又は一部の業務を外部に委託する場合

(知的財産権の帰属)

第8条 本サービスを通じて本学が提供する情報(映像、音声等を含む)に関する著作権、商標権、特許権その他の知的財産権については、特に明記するものを除き、本学に帰属するものとする。

(禁止事項)

第9条 利用者は次に該当する行為を行ってはならない。

- (1) 本サービスを営利目的、宗教活動又は政治活動等のために利用すること
- (2) 本サービスを用いて他者の誹謗、中傷を行うこと
- (3) 本サービスを用いてわいせつ画像や動画及びこれらに類する文書又は図画等を頒布すること
- (4) 本サービスを法令により禁止されている行為や目的に利用すること
- (5) 本サービスを公序良俗に反する目的に利用すること

(利用者の責任)

第10条 利用者が本サービスを利用することによって他者に与えた損害については、利用者が責任を負うものとする。

2 利用者は自己のアカウント及びパスワードの保管及び取扱いについて適切な措置を講じるものとし、アカウント及びパスワードの漏洩等により生じた損害について、本学はいかなる責任も負わないものとする。

(パスワードの変更又は再設定)

第11条 利用者においてパスワードの変更又は再設定の必要が生じた場合は、利用者は情報システム室に次の各号に掲げる図書を提示し、変更又は再設定の申し出を行うものとする。

- (1) 学生にあつては学生証
- (2) 教職員にあつては職員証

- 2 情報システム室は申し出が利用者本人からのものであることを確認し、仮パスワードを発行し、申し出を行った者へ交付するものとする。
- 3 仮パスワードを受領した者は、自己の責任において速やかにパスワードの変更設定を行うものとする。

(中止及び終了)

第12条 本学は、本サービスの提供を任意に中止及び終了することができるものとし、それにより利用者が被る損害等、いかなる責任も負わないものとする。

(免責事項)

第13条 天変地異、外部からの不法行為による本サービスのシステムの破壊若しくは情報の流出その他予期せぬ事故若しくは障害により、利用者及びその他の者に不利益が生じた場合、本学は、それらにより生じるいかなる損害に対しても責任を負わないものとする。

(損害賠償請求)

第14条 本学は、利用者及びその他の者が法令及び本規程に違反して本サービスを利用することにより本学に損害を与えた場合、その者及びこれに関与した者に対して損害（弁護士費用等を含む。）の賠償を請求することができる。

(規程の変更)

第15条 本学は、本規程の内容を、利用者に対する事前の予告なしに変更することができる。

(その他)

- 第16条 本学は、利用者を含むいかなる者に対しても、その者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等のいかなる保証も行わないものとする。
- 2 本学は、利用者が使用するいかなる機器及びソフトウェアについても、その動作保証を一切行わないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(提供対象者)

2 次の各号に掲げる者については、本学における教育、研究、聴講等を認める間、第3条の本学に籍を置く学生等とみなす。

(1) 客員教授等 客員教授、客員准教授

(2) 研究員 客員研究員、特別研究員、研究員

(3) 講師 非常勤講師

(4) 職員 同窓会事務担当者、後援会事務担当者

(5) 聴講生等 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生

(6) 研究生等 研究生、研修員